

## 国立大学法人富山大学広域異動手当支給細則

平成 19 年 4 月 1 日 制定

平成 22 年 4 月 1 日 改正

平成 26 年 11 月 25 日 改正

### (総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 11 条の 2 の規定による広域異動手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

### (勤務地間等の距離の算定)

第 2 条 給与規則第 11 条の 2 第 1 項に規定する別に定めるところにより算定した勤務地間の距離及び同条第 3 項に規定する別に定めるところにより算定した採用前の勤務先と勤務することとなる勤務地間の距離とは、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定するものをいう。

### (適用除外)

第 3 条 給与規則第 11 条の 2 第 3 項に規定する別に定める者とは、前機関において支給対象となるに至った当該異動前の機関における勤務地と、現に勤務することとなる勤務地間の距離が前条により算定したものとして 60km 未満となる者をいう。

## 第 4 条 削除

### (支給方法)

第 5 条 月の中途において本給及び支給割合等に異動があった場合には、異動の前及び後の広域異動手当の月額をそれぞれ給与規則第 36 条の規定により日割計算した額を支給する。

### (端数計算)

第 6 条 給与規則第 11 条の 2 の規定による広域異動手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の月額とする。

### (雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、広域異動手当に関し必要な事項は、学長が定める。

## 附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。